

通所介護に関する留意事項

群馬県健康福祉部介護高齢課

1 管理者の兼務について

(1) 通所介護事業所内の他の職務を兼務する場合

- ・ 事業所の管理業務に支障がない範囲で他の職務に従事することが可能であること。
- ・ 管理者が、生活相談員・介護職員・看護職員又は機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という）のうち1つの職務を兼務している場合は、サービス提供時間数に応じて生活相談員等に従事しているものとして取り扱う。
- ・ 同一日に3職種を兼務することは、事業所の管理業務に支障があると考えられるため、認めない。

(2) 他事業所の職種との兼務

- ・ 事業所の管理業務に支障がない範囲で他事業所の管理者に従事することが可能であること。（同一敷地内又は道路を隔てて隣接している場合に限る）
- ・ 他事業所の直接従事職員※を兼務することは認められない。
※介護職員、看護職員、機能訓練指導員、生活相談員、介護支援専門員等
- ・ 複数事業所の管理者兼務している場合、各事業所の管理業務を行う時間を最低1時間は確保すること。

2 複数単位の看護職員の配置について

- ・ 看護職員の配置時間については、群馬県の取扱いとして、各営業日ごとに2時間以上かつ事業所として必要な時間の配置を必要としているところであるが、複数単位で通所介護を提供する場合は、各単位ごとに利用者の健康状態の確認を行うのに必要な時間を配置すればよいものとする。

3 訪問看護ステーションとの連携による看護職員の配置について

- ・ 訪問看護ステーションとの連携による確保が認められているのは看護職員のみであり、機能訓練指導員を連携により確保することは認められない。
- ・ 中重度者ケア体制加算要件の一つであるサービス提供時間を通じて配置する専従の看護職員として、訪問看護ステーションとの連携による看護職員を配置することは認めない。

4 中重度者ケア体制加算について

- ・ 当該加算は中重度の要介護者を受け入れる十分な体制を整備している事業所を評価する加算であり、本来は各営業日ごとに専従の看護職員を配置することが望ましいが、やむを得ず配置ができない日がある場合、配置があった日のみ算定することが可能である。